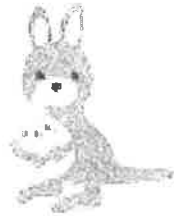


お気軽にご参加ください。

- ◎今後の日程
9月9日(月) 10時〜
 - ◎のびのびカンガルー
9月26日(木) 10時〜
 - ◎カンガルーとたんぼぼさん講座
10月7日(月) 10時〜
- 場所 高津公民館 1階多目的ホール
お子様のお茶をご持参ください。



元気に遊ぼう 子育てサロン カンガルークラブ

対象は、就園前の乳幼児です。
絵本の読み聞かせ、体操、手歌遊び、たくさんの遊具で遊ぶことができます。
ママさん同士、交流しましょう。
お気軽にご参加ください

一日敬老事業 参加者募集

- 日時 令和6年10月27日(日)
午前10時〜午前11時
- 場所 高津公民館 1階多目的ホール
- 対象者 高津校区在住の75歳以上の独居高齢者
(1949年(昭和24年)10月27日以前にお生まれの方)
- 内容 沢津音頭などの演芸観賞
- 費用 無料
(お弁当をお配りいたします)
- 申込締切 9月27日(金)



ふれあい生き生きサロン

懐かしい歌、脳トレ、お手玉、軽体操、輪投げ、リングボール。
汗を流した後は、お茶タイムで懇親、みんなで和やかなひと時です。
見学もOK、公民館に来てみてください。

- 費用 無料
- 今後の日程(開催は日曜日)
9月8日、10月13日、11月はお休み
9時30分〜
- 場所 高津公民館 1階多目的ホール



リングボールを楽しみましょう!

スポーツサロン「すまいる」

どなたでもできる軽スポーツをしています。
心地よい汗を流してみませんか。

費用 無料

今後の日程(開催は土曜日)

- 9月7日、10月5日、11月はお休み
9時〜
- 場所 高津公民館 2階ホール



上靴用意してね

その他の行事予定

- ◎高津支部社協役員会
9月5日(木)、10月10日(木)
11月7日(木)
- ◎見守り推進員定例会
9月20日(金)、10月21日(月)
11月20日(水)
- ◎高津校区防災訓練
10月6日(日) 9時〜13時
- ◎生き生き幸せフェスティバル
ボランティアフェスティバル
10月6日(日)
- ◎愛媛県社会福祉大会
10月8日(火)
- ◎新居浜市長選挙
11月3日(日) 告示
11月10日(日) 投票日
- ◎高津校区文化祭
11月17日(日)
- ◎新居浜市社会福祉大会
12月7日(土)

12月の社協活動予定



ビッグサロン

輪投げとリングボールを通じた交流で盛り上がるビッグサロンを開催予定です。お気軽にご参加ください。

日時 令和6年12月8日(日)

9時30分～

場所 高津公民館

該当者 概ね65歳以上の高齢者

費用 無料

お弁当を用意しております。

※上履きをご持参ください。

ふれあい訪問

民生児童委員、見守り推進員が歳末のお見舞いにお伺いいたします。

対象者

○75歳以上の独居高齢者

○80歳以上の夫婦世帯

○在宅重症児(18歳未満)

○在宅寝たきりの方

コラム

「窃盗と横領」

刑法は「他人の財物を窃取した者」を十年以下の懲役(二三五条)、「自己の占有する他人の物を横領した者」を五年以下の懲役(二五二条一項)とする。よく似た類型の犯罪ながら、法定刑であるとはいえ二倍の格差があるのはなぜか。

専門家は「動機において誘惑的だから」と説明する。確かにそうだ。他人のポケットに手を入れて物を盗る行為は、自分の懐にある他人の物を猫糞する行為より遥かにハードルが高い。深情に配慮した刑罰の均衡である。

窃盗罪は、財物に対する事実上の所持(占有)を保護法益とする。「財物」には電気も含まれる(二四五条)。未遂罪も処罰される(二四三条)。使う手段によっては強盗罪が成立する(二三六条)。横領罪は、権利者を排除して自己の所有物のように利用・処分する行為を罰する。「身分」を伴うと刑が加重され(業務上横領)、「本人」の計算で実行すると別罪(背任)を構成する。

(社協高津支部役員寄稿)

お願い

赤い羽根共同募金

10月から赤い羽根共同募金が、全国一斉に始まります。

皆様の温かい心とご理解で、地域の人々を幸せにし、広く社会で活かされます。ご協力よろしくお願いいたします。

戸別募金 360円
大口募金 1,000円

歳末たすけあい募金

12月からは歳末たすけあい募金が始まります。この募金は、歳末たすけあい事業の資金とし、活用いたします。高津支部では、ビッグサロンやふれあい訪問の事業費となります。ご協力よろしくお願いいたします。



社協会費にご協力お願いいたします!

今年度も、高津校区の地域福祉活動を推進するため、地域の皆様から社協会費を集めさせていただいております。

この社協会費は、市社協から社協高津支部に運営助成金として還元され、高津支部の各種福祉活動(れんげ祭りや夏祭り、各種サロン事業など)の活動費として活用いたします。

猛暑の中、各自治会の役員の皆様、民生児童委員の皆様、見守り推進員の皆様などにお世話いただきご協力いただいておりますこと、感謝申し上げます。引き続き、地域の皆様のご理解、ご協力よろしくお願い申し上げます。

■ 会員の種類及び取り扱いについて

住民会員	年会費 1口100円
特別会員(加入のお願い)	年会費 1口1,000円
構成組織団体会員	年会費 1口5,000円
法人会員	年会費 1口10,000円